

<七尾市又は志賀町に納税地がある方へ>

「令和6年能登半島地震」に係る 国税の申告・納付等の 期限延長の継続について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県・富山県（以下「指定地域」といいます。）に納税地のある方の申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、指定地域のうち一部地域（※）について、国税の申告・納付等の期限を令和6年7月31日（水）とすることといたしました。が、**七尾市又は志賀町に納税地がある方については、引き続き、申告・納付等の期限が延長されております。**

（※）次の地域に納税地があり、申告・納付等の義務のある方の令和6年1月1日から令和6年7月30日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、令和6年7月31日（水）となります。

都道府県名	地域	管轄税務署
石川県	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	金沢署
	羽咋市、宝達志水町、中能登町	七尾署
	小松市、加賀市、能美市、川北町	小松署
	白山市、野々市市	松任署
富山県	富山県全域	富山署、高岡署 魚津署、砺波署

※ 輪島市、珠洲市、穴水町又は能登町に納税地がある方については、引き続き、申告・納付等の期限が延長されております。

○ご質問・ご不明な点は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）へお問い合わせください。

○災害に関する各種税制措置の詳細は、国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」などで随時お知らせする予定です。

